

## 天理市罹災証明書等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害（火災を除く。以下「災害」という。）によって生じた被害の状況に対する証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 現実に居住のために使用している建物
- (2) 非住家 住家以外の建物
- (3) その他の物件 前2号に掲げる以外のもの

### (証明書の種類)

第3条 この要綱により交付する罹災証明書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害状況が確実な証拠によって立証できる場合又は市の実地調査等により、その事実を確認できる場合に、市長が被害の程度を証明するものをいう。
- (2) 被災届出証明書 災害による被害を受けた住家が確実な証拠によって立証できない場合又は非住家、その他の物件の被害について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。

2 第7条の規定に基づき市長が交付する証明書は、災害による被害額は証明しないものとする。

### (交付申請の対象者)

第4条 罹災証明書等の交付を申請できる者は、第2条各号に定めるものの所有者及び使用者とする。

### (交付の申請)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、災害の発生した日の翌日から起算して3ヶ月以内に罹災証明書交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、当該申請の期限を経過したことについて、理由書の提出があり、かつ、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する申請の期限について、災害による被害が甚大であり、申請の期限の延長が必要と市長が認めるときは、これを延長することができる。

3 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明書交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）被害状況が分かる写真

（2）その他市長が必要と認める書類

（調査の実施）

第6条 市長は前条第1項に規定する申請があったときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）。以下「運用指針」という。）に基づき実地調査を行うものとする。ただし、当該申請書に係る被害の程度について、罹災証明書の交付を受けようとする者が運用指針で定める一部損壊（10%未満）であることを自己で判定しており、被害状況を示す写真等から判定結果が明らかに一部損壊（10%未満）である場合は、実地調査を省略することができる。

2 市長は前条第3項の申請があったときは、同項各号に掲げる書類により被害状況を確認するものとする。

（証明書の交付）

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項に規定する申請があったときは、前条に定める調査又は確認を実施し、罹災証明書（様式第3号）又は被災届出証明書（様式第2号）を交付するものとする。

（再調査の申請）

第8条 罹災証明書の交付を受けた者が、罹災証明書で証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1ヶ月以内に再調査の申請をすることができる。ただし、第6条第1項ただし書きの規定により申請をする場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、被害認定再調査申請書（様式第4号）を提出して行うものとする。

（手数料）

第9条 罹災証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。

（事務の所管）

第 10 条 第 3 条第 1 項第 1 号の罹災証明書の交付事務は、総務部税務課において行う。  
2 第 3 条第 1 項第 2 号の被災届出証明書の交付事務は、くらし文化部防災安全課において行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるほか、罹災証明書等に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。